

令和6年度

認定こども園・保育園・地域型保育事業 利用のしおり



◆令和6年度 新規利用申請受付期間

基本受付 令和5年12月1日(金)～12月28日(木)

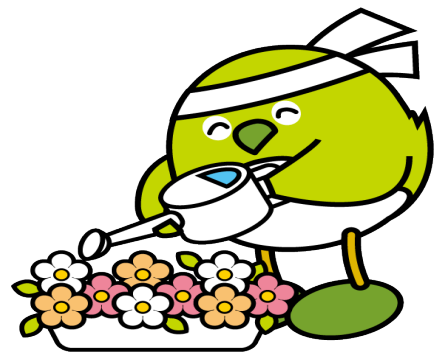
随時受付 令和6年 1月4日(木)～

(土・日・祝日を除く)

- 5月以降に利用を希望する場合も、上記の受付期間で申請ができます。
- 基本受付分の利用調整後、随時受付分の利用調整を行うため、基本受付分が優先となります。
- 随時受付期間中に申請する場合は、入園希望月の前月の15日(15日が土・日・祝日の場合はその直前の平日)までに申請が必要です。

目 次

施設の種類	1ページ
教育・保育給付認定、施設等利用給付認定、保育を必要とする事由	2ページ
保育の必要量・認定期間、優先利用	3ページ
利用の流れ	4・5ページ
必要書類	6ページ
マイナンバー確認のための必要書類	7ページ
地域子ども・子育て支援事業	8ページ
子ども・子育て支援新制度(令和6年度)における利用者負担額(保育料・副食費)	9ページ



【 施 設 の 種 類 】

児童の年齢や保護者の就労形態などによって認定こども園・保育園等を選択することができます。
なお、各施設において教育・保育時間、各種サービスなどが異なりますので、別冊の「日田市内教育・保育施設等情報(案)」にて確認してください。

認 定 こ ど も 園

0歳から小学校就学前までの子どもを対象に、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

施設のタイプとして、幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型があります。

日田市の施設では、幼保連携型、保育所型、幼稚園型の形態があります。

保 育 園

0歳から小学校就学前までの子どもを、保護者や同居親族の就労や病気などの理由で、家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育を行う施設。

小 規 模 保 育 事 業

満3歳未満の子どもを対象に、19人以下の少人数で子どもの保育を行う事業。特例的に5歳まで利用できます。

施設のタイプとして、A型(分園型)、B型(中間型)、C型(家庭的保育型)があります。

日田市の施設では、A型(分園型)の形態があります。

事 業 所 内 保 育 事 業

事業所の従業員の子ども、地域の保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育を行う施設。

<令和6年度年齢早見表>

年齢	生年月日
0歳児	令和5年(2023)4月2日 以降
1歳児	令和4年(2022)4月2日 ～ 令和5年(2023)4月1日
2歳児 (満3歳児)	令和3年(2021)4月2日 ～ 令和4年(2022)4月1日 (上記期間のうち誕生日を迎えた児童)
3歳児	令和2年(2020)4月2日 ～ 令和3年(2021)4月1日
4歳児	平成31年(2019)4月2日 ～ 令和2年(2020)4月1日
5歳児	平成30年(2018)4月2日 ～ 平成31年(2019)4月1日

○ 実際のクラス編成については、各園で異なります。

【教育・保育給付認定】

認定こども園・保育園等を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。児童の年齢や保育の必要性に応じて、3つの認定区分に分けられ、利用できる施設が決まります。

1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上で、認定こども園(幼稚園部分)での教育を希望する場合。
2号認定	保育認定 満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園(保育園部分)や保育園での利用を希望する場合。
3号認定	保育認定 満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園(保育園部分)、保育園、小規模保育事業等での利用を希望する場合。

【施設等利用給付認定】

幼児教育・保育の無償化開始に伴い市外の幼稚園や一時預かり(幼稚園型)の利用料を無償とするために受ける必要がある認定です。

新1号認定	保育の必要性はないが、満3歳以上で市外の幼稚園等を利用する子ども。
新2号認定	保育の必要性があり、当該年度の4月1日で3歳を迎えている未就学の子ども。
新3号認定	保育の必要性があり、当該年度の4月1日で0歳から2歳であり、住民税非課税世帯の子ども。

1号認定 +

【保育を必要とする事由】

就 労	児童の保護者が家庭の外で常態的に仕事をする場合や、児童の保護者が家庭で常態的に日常の家事以外の仕事をする場合。 ※日田市では、月に64時間以上の就労が必要です。
妊娠・出産	児童の保護者が出産又は出産前後の場合。
疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害などがある場合。
介護・看護	児童の同居する家族に介護が必要な人や、長期にわたる病人、心身に障害のある人がおり、保護者が介護・看護にあたる場合。
災害復旧	火災や風水害、地震などによる災害の復旧にあたる場合。
求職活動	児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行う場合。
就 学	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)する場合。
虐待等	虐待やDVのおそれがある場合。
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合。
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合。

【 保育の必要量・認定期間 】

2号・3号認定は、「保育を必要とする事由」の該当と同時に「保育の必要量」が区分されます。就労証明書などの各種証明書と面接により保育の必要量を判定します。

保 育 標 準 時 間

最長11時間の利用が可能
(就労の場合:父、母ともに月に120時間以上の就労時間が必要)

保 育 短 時 間

各園が設定する時間帯において最長8時間の利用が可能
(就労の場合:父、母ともに月に64時間以上の就労時間が必要)

保育を必要とする事由	保育の必要量		支給認定期間(最長)
	保育標準時間	保育短時間	
就 労	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
妊娠・出産	○		出産(予定)月を起算月とし、出産前3か月から出産(予定)後3か月までの最長7か月の保育を必要とする期間
疾病・障害	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
介護・看護	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
災害復旧	○		小学校就学前までの保育を必要とする期間
求職活動		○	求職活動開始日(退職日)から90日を経過する日が属する月の末日までの保育を必要とする期間
就 学	○	○	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日までの保育を必要とする期間
虐待等	○		小学校就学前までの保育を必要とする期間
育児休業	○	○	育児休業に係る児童が1歳になる日が属する月の末日までの保育を必要とする期間
その他	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間

○「保育を必要とする事由」が消滅した場合は、消滅した当該月末までが認定期間になります。

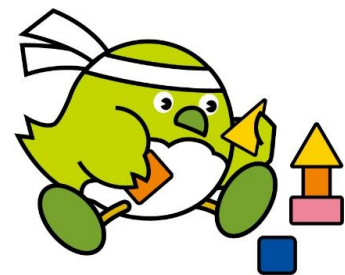
○保育標準時間の認定を受けた場合でも保育短時間を希望することができます。

ただし、1日あたりの保育利用時間を超えて利用した場合、別途延長保育料がかかる場合があります。

【 優 先 利 用 】

下記に該当する場合、優先的に施設を利用できる場合があります。

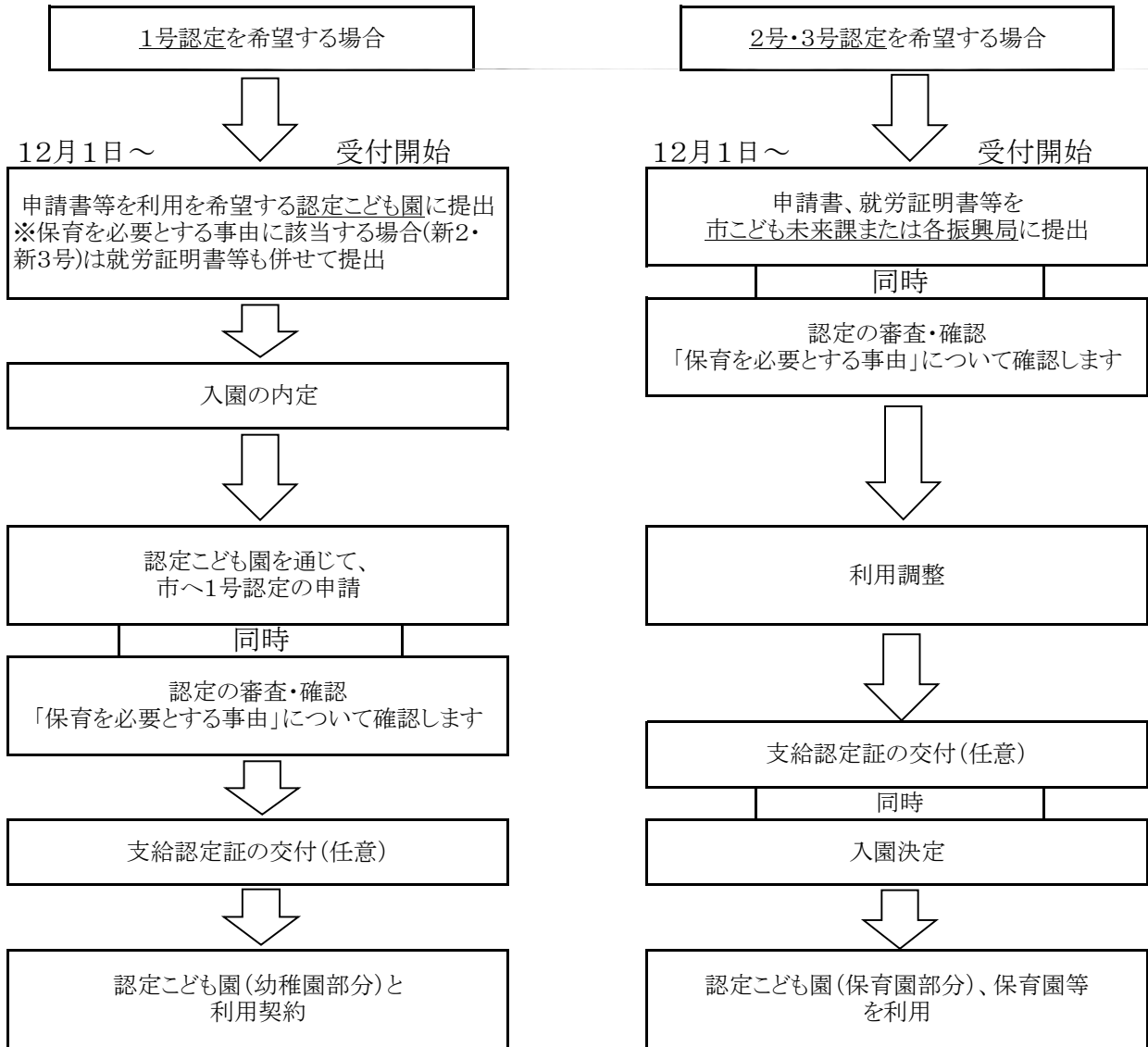
- (1) ひとり親世帯
- (2) 生活保護世帯(就労による自立支援が見込まれる場合)
- (3) 世帯の生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- (5) 子どもが心身に障害を有する場合
- (6) 育児休業明け
- (7) 兄弟姉妹が同一の認定こども園・保育園の利用を希望する場合
- (8) 小規模保育事業などの地域型保育事業の卒園児童
- (9) その他、上記に類するものとして市長が認める場合



【 利 用 の 流 れ 】

- 新規で入園を希望する場合（現在利用している認定こども園・保育園等からの転園を希望する場合も含まれます）

令和5年11月15日～ 申請書などを配布します。
 ※配布資料については、各施設、市こども未来課、各振興局にあります。



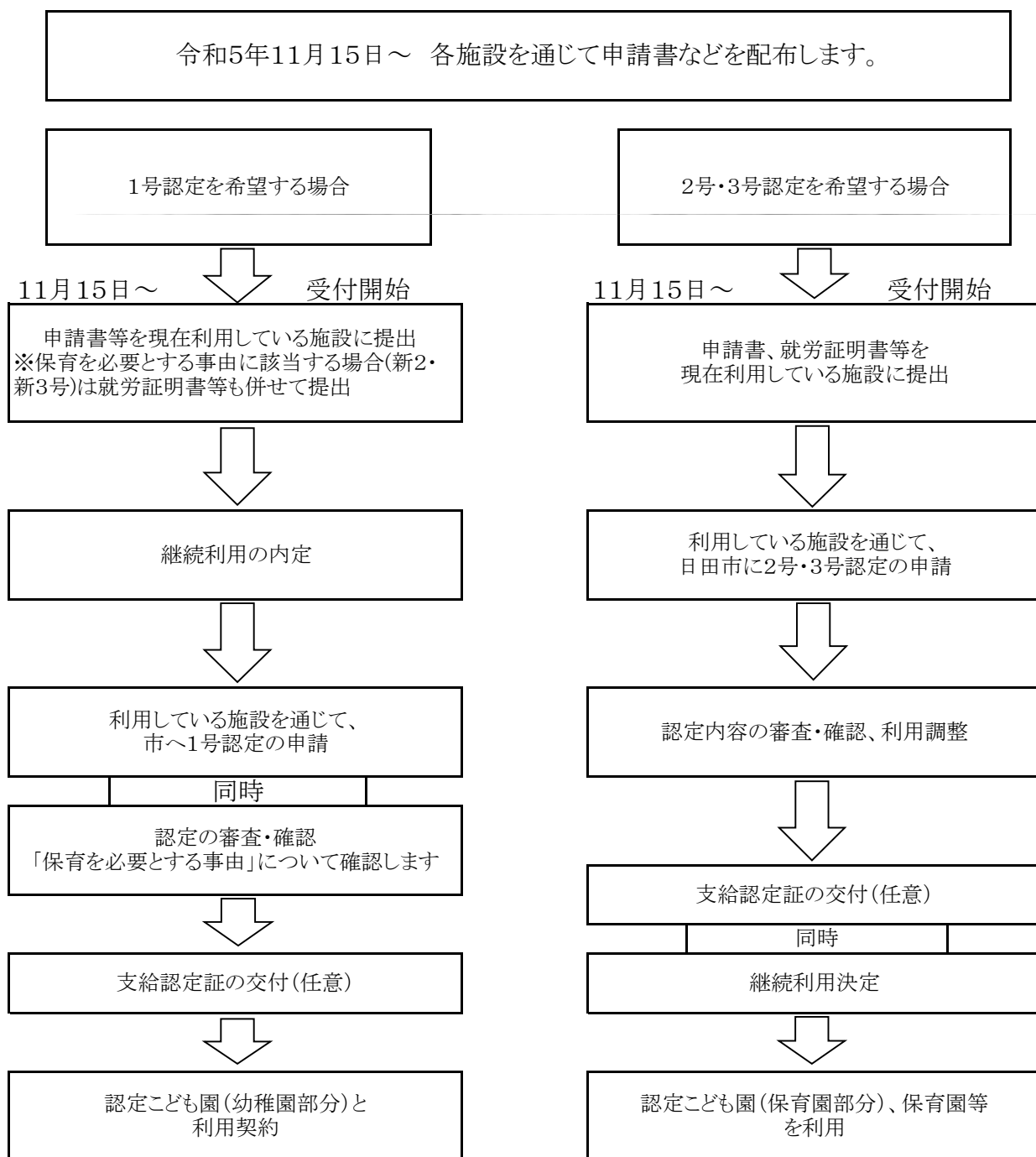
< 申請期間 >

基本受付 令和5年12月1日(金)～12月28日(木)

随時受付 令和6年1月4日(木)～



○ 現在利用している認定こども園・保育園等の継続利用を希望する場合



< 申請期間 >

基本受付 令和5年11月15日(水)～12月1日(金)

< 選考の流れ >

- | | | |
|-----------------------------------|---|---------|
| ①基本受付分の選考 | } | 新規・継続共通 |
| ②利用を希望する園の調整(利用定員との調整、第2希望以降の調整等) | | |
| ③基本受付分の選考が終了 | | |
| ④随時受付分の選考 | } | 新規のみ |
| ⑤利用を希望する園の調整(利用定員との調整、第2希望以降の調整等) | | |
| ⑥随時受付分の選考が終了 | | |

【 必 要 書 類 】

1号・2号・3号認定 〈共通〉	「教育・保育給付認定申請書兼利用申請書」
	初めて、認定こども園・保育園等の利用申請を行う場合は、「新規(薄緑色の用紙)」、引き続き4月からも在園中の施設利用を希望する場合は、「継続(灰色の用紙)」に必要事項を記載してください。 在園中の施設以外の利用を4月から希望する場合(転園)は、「新規」の申請となります。 申請書は、児童1人につき1枚必要です。

新2号・新3号認定 2号・3号認定 〈共通〉	以下の「保育を必要とする事由」を証明する添付書類が必要です。添付書類は、1世帯につき1部必要です。 申請児童の父、母の分が必要になります(ひとり親の場合を除く)。単身赴任等で、申請児童と同居していない場合でも提出は必要です。 父、母以外の65歳未満の同居人の分については、任意の提出となります。ただし、提出が無い場合、選考の際に優先度が下がる場合があります。
------------------------------	---

事 由	必要書類	備 考
就 労	○就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
妊娠・出産	○証明書兼届出書 ○母子健康手帳の写し	母子健康手帳の写し(表紙の氏名と出産予定日又は出産日が記載された部分)
疾病・障害	○証明書兼届出書 ○障害者手帳等の写し	医療機関等による証明又は障害者手帳等の写しを添付してください。
介護・看護	○証明書兼届出書	医療機関等による証明又は障害者手帳等の写しを添付してください。
災害復旧	○市こども未来課または各振興局にご相談ください	
求職活動	○求職活動状況申告書兼誓約書	
就 学	○証明書兼届出書 ○在学証明書等	在学証明書又は、学校長の証明をもらってください。
育児休業	○就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
その他(虐待等)	○市こども未来課または各振興局にご相談ください	

3号認定 〈該当者のみ〉 第2子以降3歳未満の児童 (令和6年4月1日現在)	○「ひたっ子にこここ保育支援事業」該当届出書(添付書類:戸籍謄本)
	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本については、一度提出後、内容に変更が無ければ提出の必要はありません。 ・本籍地が日田市の方は、戸籍謄本を請求するための手数料を免除することができます。「手数料免除申請書」を、市こども未来課及び各振興局で受け取りの上、市民課で手続きをしてください。 ※なお、市民課で戸籍謄本を受け取った後の手数料免除は出来ませんので、ご注意ください。

【 マイナンバー確認のための必要書類 】

マイナンバー制度の開始にともない、申請書にマイナンバーを記入する必要があります。
つきましては、市や各園に申請書を提出する際に、「マイナンバー(番号)の確認」と「本人確認」を行いますので、下記の必要書類を持参してください。

<p>マイナンバー(番号)の確認</p>	<p>以下のもののいずれか1つを持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マイナンバー(個人番号)カード ② 通知カード(住所及び氏名の変更がない場合のみ有効) ③ その他(マイナンバーが記載された住民票の写し等)
<p>本人確認</p>	<p>以下のもののいずれか1つを持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運転免許証 ② マイナンバー(個人番号)カード ③ パスポート ④ 社員証(顔写真付) ⑤ その他(障害者手帳、在留カード等) <p>上記①～⑤を持参できない場合は、以下のもののいずれか2つを持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険証 ② 各種手当証書(児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等) ③ 年金手帳 ④ 医療費助成受給者証 ⑤ その他(年金手帳、支給認定証等)

《マイナンバー(個人番号)カード》

《通知カード》



※住所及び氏名の変更がない場合のみ

【 地域子ども・子育て支援事業 】

<一時預かり(一般型)> 対象:教育・保育給付認定を受けていない児童

認定こども園・保育園等を利用していない児童で、保護者の事情(冠婚葬祭・病気など)で、家庭での保育ができない場合、一時的に児童を預かります。1か月間に最長14日まで利用可能です。なお、利用できる施設は1ヶ所/月です。

施設の行事や保育士の状況などによって希望する日時、日数でお預かりできない場合があります。

利用料: 1日 1,600円
 半日 800円
 給食費(1食) 実費

第2子目以降3歳未満は
 利用料が無償となります。

「保育を必要とする事由」に
 該当し認定を受けることで
 利用料が無償となります。

<一時預かり(幼稚園型)> 対象:1号認定を受けた児童

1号認定の児童が、保護者の勤務時間などにより、教育時間内に迎えが困難な場合や長期休業中(夏休み、冬休み等)に利用ができます。

利用料: 平日 1日400円(月額4,000円)
 平日(長期休暇) 1日500円(月額5,000円)
 休日(土曜日) 1日600円
 給食費 実費

「保育を必要とする事由」に
 該当し認定を受けることで
 利用料が無償となります。
 (※利用内容により一部負担が
 ある場合があります。)

<延長保育> 対象:2号・3号認定を受けた児童

児童の保育時間内の迎えが困難な場合に利用ができます。

利用料: 保育標準時間認定後 1時間まで100円
 保育短時間認定後 1時間まで100円
 以降1時間を超えるごとに100円

第2子目以降3歳未満は
 利用料が無償となります。

----- < 問い合わせ・連絡先 > -----

〒 877-8601
 日田市 こども未来課 子育て支援係
 日田市田島2丁目6番1号
 TEL 0973-23-3111(内線126)
 0973-22-8317(直通)

〒 877-0212
 前津江振興局 総務振興係
 日田市前津江町大野2189番地5
 TEL 0973-53-2111

〒 879-4292
 天瀬振興局 総務振興係
 日田市天瀬町桜竹671番地2
 TEL 0973-57-8204

〒 877-0301
 中津江振興局 総務振興係
 日田市中津江村栃野2357番地1
 TEL 0973-54-3111

〒 877-0295
 大山振興局 総務振興係
 日田市大山町西大山3494番地1
 TEL 0973-52-3101

〒 877-0311
 上津江振興局 総務振興係
 日田市上津江町川原2710番地
 TEL 0973-55-2011

子ども・子育て支援新制度(令和6年度)における利用者負担額(保育料・副食費)

令和6年4月から令和6年8月までの利用者負担額(保育料・副食費)は、「令和5年度(令和4年分の所得)の市町村民税額」で算定し、令和6年9月から令和7年3月までの利用者負担額(保育料・副食費)は、「令和6年度(令和5年分の所得)の市町村民税額」で算定します。

認定こども園、保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る利用者負担額(保育料・副食費)

1号認定子ども			【備考】	
階層区分	保育料	副食費		
(1) 生活保護世帯	0円	無償	・主食費はいずれの階層でも有償です。	
(2-1) 市民税非課税世帯				
(2-2) 市民税均等割課税 所得割非課税の世帯				
(3) 市民税所得割課税 77,100円以下の世帯				
(4) 市民税所得割課税 211,200円以下の世帯				
(5) 市民税所得割課税 211,201円以上の世帯		有償(※)		
※小学三年生までのきょうだい児から数えて第3子目以降の場合は、無償になります。				
2号認定子ども			【備考】	
階層区分	保育料	副食費		
		低所得者世帯等	左記以外の世帯	
(1) 生活保護世帯	0円	無償	無償	・低所得者世帯等とは以下の世帯が該当します。 1) 母子・父子世帯(みなし適用を含む) 2) 在宅障がい児(者)のいる世帯 3) その他特に生活に困窮していると市長が認めた世帯 ・年度途中で満3歳となり2号認定となる場合でも、その年度中は3号認定での階層区分になります。 ・主食費はいずれの階層でも有償です。
(2) 市民税非課税世帯				
(3-1) 市民税均等割課税 所得割非課税の世帯				
(3-2) 市民税所得割課税 48,600円未満の世帯				
(4-1 特例) 市民税所得割課税 57,700円未満の世帯				
(4-1) 市民税所得割課税 73,000円未満の世帯		有償(※)		
(4-2 特例) 市民税所得割課税 77,101円未満の世帯				
(4-2) 市民税所得割課税 97,000円未満の世帯				
(5) 市民税所得割課税 169,000円未満の世帯				
(6) 市民税所得割課税 301,000円未満の世帯				
(7) 市民税所得割課税 301,000円以上の世帯				
※小学校入学前までのきょうだい児から数えて第3子目以降の場合は、無償になります。				
3号認定子ども ※主食費および副食費も無償になります。			【軽減の内容】	
階層区分	保育料			
	保育標準時間	保育短時間	・多子世帯に係る軽減 戸籍上の第2子以降の場合は、 <u>届出書および戸籍謄本の提出が必要</u> です。	
(1) 生活保護世帯等	0円	0円		
(2) 市民税非課税世帯				
(3-1) 市民税均等割課税 所得割非課税の世帯				
(3-2) 市民税所得割課税 48,600円未満の世帯				
(4-1 特例) 市民税所得割課税 57,700円未満の世帯				
(4-1) 市民税所得割課税 73,000円未満の世帯				
(4-2 特例) 市民税所得割課税 77,101円未満の世帯				
(4-2) 市民税所得割課税 97,000円未満の世帯				
(5) 市民税所得割課税 169,000円未満の世帯				
(6) 市民税所得割課税 301,000円未満の世帯				
(7) 市民税所得割課税 301,000円以上の世帯				